

# 覚えておきたい「お米」の表示

## 包装されたお米の表示制度



「品種」・「産年」は、農産物検査などにより証明を受けたものについて表示することができます。

表示には以下のような商品情報が詰まっています。

使用された原料玄米の産地、品種、産年、内容量、精米年月日や表示に責任を持つ販売者名などが表示されています。

すべてのお米に表示が義務づけられています。

お米を販売するすべての販売業者（販売業者に代わって表示を行う精米工場や消費者に直接米を販売する生産者も含まれます。）に表示義務があります。

11.09

お米の表示に関するご相談は、下記北海道農政事務所表示・規格課、又は最寄りの地域センター等までお問い合わせください。

北海道農政事務所  
表示・規格課

TEL 011-642-5490 〒060-0004札幌市中央区北4条西17丁目19-6

業務課（札幌）

TEL 011-863-6031 〒003-0029札幌市白石区平和通2丁目北5-10

函館地域センター

TEL 0138-26-7800 〒040-0032函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎

旭川地域センター

TEL 0166-76-1277 〒078-8506旭川市宮前通東4155-31 旭川地方合同庁舎

釧路地域センター

TEL 0154-23-4401 〒085-0022釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎

帯広地域センター

TEL 0155-24-2401 〒080-0016帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎

北見地域センター

TEL 0157-23-4171 〒090-0018北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎

苫小牧地域センター

TEL 0144-32-5345 〒053-0005苫小牧市元中野町3丁目3-6